

参考資料

愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下「指定規則」という。）第3条第1項の変更承認の申請及び同条第3項の変更の届出（これらの規定を指定規則附則第4条第2項により読み替えて準用する場合を含む。）が必要な事項については以下のとおりである。

養成所の別	変更事項	変更手続	根拠規定
31条校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）</li> <li>・校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</li> <li>・臨床実習を行う実習施設等</li> </ul>	承認申請	指定規則第3条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</li> <li>・名称</li> <li>・位置</li> <li>・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）</li> </ul>	届出	指定規則第3条第3項
附則2条校 （同条第1号二の養成所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）</li> </ul>	承認申請	指定規則附則第4条第2項において読み替えて準用する第3条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</li> <li>・名称</li> <li>・位置</li> <li>・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）</li> </ul>	届出	指定規則附則第4条第2項において準用する第3条第3項